

香川県条例第25号

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費指数反映係数)</p> <p>第6条 医療費指数反映係数は、<u>0</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(特別会計の設置に関する条例の一部改正)</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>(医療費指数反映係数)</p> <p>第6条 医療費指数反映係数は、<u>知事が定める基準に従い、0以上1以下の範囲内において知事が定める数とする。</u></p> <p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p>第7条 <u>年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。</u></p> <p><u>2 算定政令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、算定政令第2条第4項に規定する部分とする。</u></p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 第7条の規定並びに第8条及び第9条の規定（一般納付金所得係数、後期高齢者支援金等納付金所得係数、一般納付金所得等割合及び後期高齢者支援金等納付金所得等割合に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、これらの規定中「算定政令」とあるのは、「算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令」とする。</u></p> <p>(特別会計の設置に関する条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> 略</p>

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。